

第17期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

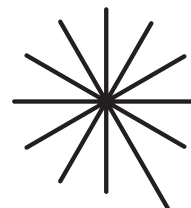


開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-2
パシフィコ横浜ノース4階 G403/404

目次

第17期 定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	7
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定の件	
第5号議案 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	



QD LASER



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からも招集通知をご覧いただけます。

株式会社QDレーザ

証券コード：6613

議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時30分まで

証券コード6613
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

株主各位

神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号
株式会社QDレーザ
代表取締役社長 菅原 充

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



・当社ウェブサイト <https://www.qdlaser.com/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトアクセスし、銘柄名（QDレーザ）又は証券コード（6613）を入力・検索し「基本情報」 「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



・「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/6613/>



書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。

従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・ 計算書類の「個別注記表」

株主の皆様におかれましては、同封の議決権行使書用紙のご郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので（4～5ページご参照）、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-2

パシフィコ横浜ノース4階 G403/404

3. 会議の目的事項

報告事項

第17期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定の件

第5号議案 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 定時株主総会当日のお土産の用意はございませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。議決
権行使書面において、議案に賛否の表示
がない場合は、賛成の意思表示をされた
ものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封
の議決権行使書用紙を会場受付へご提出
ください。

株主総会開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 123456789 議決権行使回数 10回

〇〇〇株式会社 御中
 当社は、COOプロシス株式会社の株主
 OXの株主と、株主としての権利を有
 するものと認めます。なお、権利行使
 のためにお知らせいたします。

〇〇〇〇 〇〇 〇〇

本議決権行使書
 の有効な表示
 がない場合は、
 賛成の意思表示
 として取り扱
 います。

103-8670
 子会社法人番号1111
 2-1
 みずほ 花子

〇〇〇〇
 R00000

M-+++++-----
 00000000000000000000 K1T-00000001

インターネット上の議決権行使書は、インターネット上の議決権行使書として取り扱います。
 株主総会ごとの議決権行使回数、ご自身の議決権行使回数をご確認ください。

〇〇〇株式会社

議案番号	議案名	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
1	議案第1号	○	○	○	○	○	○
2	議案第2号	○	○	○	○	○	○
3	議案第3号	○	○	○	○	○	○
4	議案第4号	○	○	○	○	○	○
5	議案第5号	○	○	○	○	○	○

お 留 意

- 議決権行使書に記入される場合は、この議決権行使書に封入された封筒に、この議決権行使書（封筒）を封入し、封筒の裏面に「議決権行使書」として記載してください。
- 議決権行使書に記入された議決権行使書は、議決権行使書の有効な表示がない場合は、賛成の意思表示として取り扱われます。（議決権行使書の有効な表示がない場合は、議決権行使書の有効な表示として取り扱われます。）
- 議決権行使書は、議決権行使書の有効な表示がない場合は、議決権行使書の有効な表示として取り扱われます。
- 議決権行使書に記入された議決権行使書は、議決権行使書の有効な表示がない場合は、議決権行使書の有効な表示として取り扱われます。

スマートフォン
 専用アプリ
 コアアプリ
 コアアプリ

こちらに議案の賛否をご記入ください。

図は議決権行使書のイメージであり、実際の議決権行使書とは異なります。実際の議案数は5つです。

第1号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

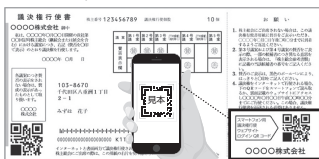


QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

図は議決権行使書のイメージであり、実際の議決権行使書とは異なります。
実際の議案数は2つです。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

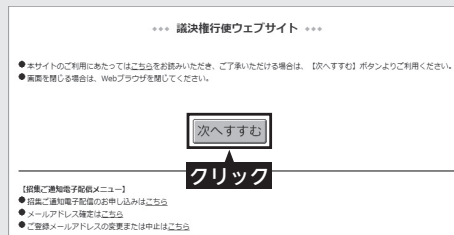
議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

受付時間
0120-768-524 年未年始を除く9:00~21:00

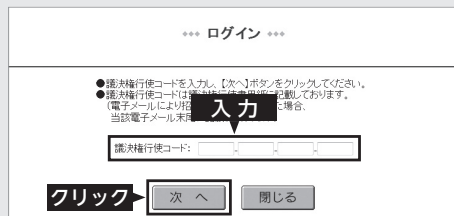
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



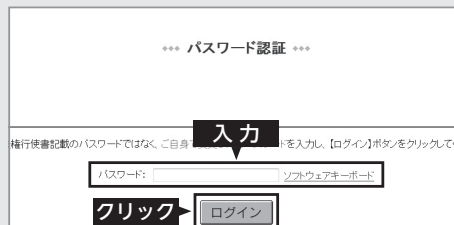
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内



本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/6613/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT ① 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

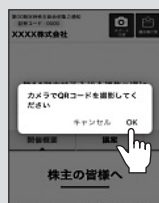
このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

POINT ② 「スマート行使」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」
ボタンをタッチ後
「OK」を選択で
カメラが起動しま
す。



議決権行使書用
紙のQRコード
を撮影し、撮影
した写真の画面
で「写真を使用」
をタッチ。



「OK」を選択後、
「スマートフォン
用議決権行使ウ
ェブサイト」へア
クセスいただけます。



POINT ③ 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。



POINT ④ 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、株主還元を含む今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の全部を繰越利益剰余金に振り替える手続きを実施したいと存じます。

本議案は、発行済株式数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数や業績に影響を与えるものではありません。

また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少において当社の純資産額に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1)減少する資本金の額

2023年5月23日現在の資本金の額4,162,539,719円のうち4,152,539,719円を減少し、10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2)資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3)資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月31日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本準備金の額

2023年5月23日現在の資本準備金の額6,646,311,157円のうち439,330,086円を減少し、6,206,981,071円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2)資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3)資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月31日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

上記1の資本金の額の減少及び上記2の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、当該減少により増加するその他資本剰余金の額4,591,869,805円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	4,591,869,805円
----------	----------------

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	4,591,869,805円
---------	----------------

(3)剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年8月31日を予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当 社の株式数
1	すがわら みつる 菅原 充 (1958年11月27日)	1984年4月	富士通株式会社入社 株式会社富士通研究所へ出向	54,200株
		2001年4月	株式会社富士通研究所 フォト・エレクトロニクス研究所 フォト・ノベルテクノロジー研究部長	
		2005年4月	同社ナノテクノロジー研究センターセンター長代理	
		2006年4月	当社設立 代表取締役社長（現任）	
2	こうのや しんじ 幸野谷 信次 (1965年5月21日)	1991年4月	富士通株式会社入社	74,000株
		2015年7月	同社経営戦略室シニアマネージャー兼当社経営企画室長	
		2016年2月 2016年6月	当社執行役員CFO兼経営企画室長 当社取締役CFO兼経営企画室長（現任）	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当 社の株式数
3	よしだ つとむ 吉田 勉 (1956年7月17日)	1980年4月 1997年4月 1999年12月 2003年11月 2004年9月 2006年4月 2008年4月 2009年10月 2013年7月 2013年7月 2015年4月 2015年10月 2016年6月 2018年10月 2021年4月 2022年4月	三井物産株式会社入社 同社業務部新産業技術室課長 ACTIV Investment Partners, Ltd.代表 パートナー 三井物産株式会社企業投資開発部投資事 業室長 Mitsui & Co. (U.S.A.), Inc. Financial Markets Business Division Senior Vice President & GM 三井物産株式会社金融市場業務部長 同社企業投資部長 同社M&A推進部長 三井物産グローバル投資株式会社代表取 締役社長 当社取締役 (現任) Mitsui & Co. Global Investment Inc. 東京支店長 タカタ株式会社会長室長 同社取締役執行役員 株式会社三菱ケミカルホールディングス (現三菱ケミカルグループ株式会社) 執 行役員経営戦略部門M&A室長 同社執行役員経営戦略部門ポートフォリ オ改革推進室長 同社ポートフォリオ改革推進部長 (現 任)	一株
4	はたの かおる 波多野 薫 (1977年1月19日)	2001年4月 2013年4月 2017年5月 2019年10月 2021年7月 2021年7月 2022年6月	株式会社半導体エネルギー研究所入社 トムソン・ロイター (現クラリベイト・ アナリティクスジャパン株式会社) 入社 株式会社セクションC共同創業 代表取 締役 株式会社カルディオインテリジェンス共 同創業 同社知財・新規事業開発室 (現任) 国立大学法人東北大学特任教授 (現任) 当社取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 吉田 勉氏、波多野 薫氏は社外取締役候補者であります。
3. 菅原 充氏を取締役候補者とした理由は、創業者として強力なリーダーシップを発揮するとともに、レーザ業界に関する

- 豊富な知識や経験を有しており、当社の経営方針の決定において極めて重要な役割を果たしており、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断したためであります。
4. 幸野谷 信次氏を取締役候補者とした理由は、これまで富士通株式会社の海外子会社管理業務、ベンチャー投資及び株主総会運営業務にも関わり、証券アナリスト資格も有しており、これらの業務経験に基づいた法律知識、経理財務知識、株主総会運営知識、インサイダー取引規制等に関する知識と見識を有することに加え、当社の創業から継続して当社担当であり続けたことから、当社の成り立ちを熟知しており、引き続きガバナンス、財務戦略の側面から当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断したためであります。
 5. 吉田 勉氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数の企業の経営者としての経験があり、グローバル企業としての幅広い知識と見識を有することから、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、10年となります。
 6. 波多野 薫氏を取締役候補者とした理由は、これまで複数の研究開発型企業での知財業務経験や企業創業の経験を有することから、知財戦略の側面から当社の企業価値向上に貢献することが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
 7. 当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約において補填することとしており、その契約を更新する予定であります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 8. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。吉田 勉氏及び波多野 薫氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
 9. 当社は、吉田 勉氏及び波多野 薫氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
 10. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
 11. 所有する当社の株式数は、2023年3月31日時点のものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	うちだ さとる 内田 悟 (1955年6月1日)	1979年4月 2004年7月 2008年4月 2010年10月 2011年4月 2013年4月 2014年4月 2021年5月 2021年6月	日本石油株式会社入社 新日本石油株式会社潤滑油事業本部潤滑油事業部長 同社国際事業本部海外事業部長 JX日鉱日石エネルギー株式会社執行役員国際事業本部海外事業部長 同社米州総代表兼JX Nippon Oil & Energy USA社長 JXホールディングス株式会社執行役員兼グループCIO JXアイティソリューション株式会社社長 パーソルテンプスタッフ株式会社特別法人営業本部外部アドバイザー 株式会社ナレッジピースエグゼクティブアドバイザー（現任）	一株
2	やまだ ひろゆき 山田 啓之 (1964年10月20日)	2000年11月 2013年7月 2016年6月 2019年4月 2020年1月 2022年6月	エイジックス株式会社（現AZX Group株式会社）設立 代表取締役 Fringe81（現Unipos株式会社）株式会社監査役（現任） 当社監査役 当社取締役監査等委員（現任） Axella総合会計事務所設立 代表（現任） 株式会社カオナビ取締役監査等委員（現任）	20,000株
3	もり ひろき 森 大輝 (1986年9月29日)	2012年12月 2015年5月 2017年7月 2018年3月 2020年10月 2021年6月	弁護士登録 光和総合法律事務所入所 財務省関東財務局証券取引等監視官部門証券検査官 みずほ証券株式会社ホールセールコンプライアンス部 SMBC日興証券株式会社企業公開投資銀行本部 光和総合法律事務所パートナー（現任） 当社取締役監査等委員（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 内田 悟氏、山田 啓之氏及び森 大輝氏は社外取締役候補者であります。

3. 内田 悟氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、これまで国内外において複数の企業の経営者としての経

験があり、米国、欧州、中国等様々な国の企業が顧客となっている当社において、その知識経験に基づき、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 山田 啓之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、複数の上場会社において社外役員を歴任し、税理士としての業務経験を通じ、財務、会計及び税務に高い見識を有していることから、その知識経験に基づき、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
5. 森 大輝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士としての経験や財務省関東財務局証券取引等監視官部門証券検査官としての経験と見識を備え、その知識経験に基づき、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約において補填することとしており、その契約を更新する予定であります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。山田 啓之氏及び森 大輝氏の監査等委員である社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を継続する予定であります。また、内田 悟氏の監査等委員である社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、山田 啓之氏及び森 大輝氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。また、内田 悟氏の選任の承認をいただいた場合には、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
9. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
10. 所有する当社の株式の数は、2023年3月31日時点のものであります。

〈ご参考〉 スキルマトリクス

第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合の取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営・ 経営戦略	開発・ テクノロジー	セールス・ マーケティング	国際性・ ダイバーシ ティ	財務・会計・ 市場対応	法務・ リスクマネ ジメント
菅原 充	代表取締役 社長	○	○	○	○		
幸野谷 信次	取締役CFO	○				○	○
吉田 勉	取締役 (社外)	○			○	○	○
波多野 薫	取締役 (社外)		○	○	○		
内田 悟	取締役 監査等委員 (社外)	○		○	○		
山田 啓之	取締役 監査等委員 (社外)	○				○	○
森 大輝	取締役 監査等委員 (社外)						○

※「ガバナンス」は全ての取締役に求められることから一覧に記載しておりません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。本議案において、以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び対象取締役の報酬と当社の業績との連動性を高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たにパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の対象取締役は2名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、引き続き2名となります。

1. 本制度の概要

本制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績指標等を定めて、評価期間終了後に業績指標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。初回の評価期間は、2024年3月31日に終了する事業年度から2026年3月31日に終了する事業年度まで（2023年4月1日～2026年3月31日）とします。業績指標には、利益を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を当社の取締役会において設定します。また、対象取

締役の納税資金を確保する観点から、交付を受ける株式の一部について金銭で支給することができるものとします。

譲渡制限付株式の付与に当たっては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式について発行若しくは処分を受け、又は、②対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行若しくは処分を受けるものとしたします。②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、本制度は評価期間中の業績目標達成度に応じて譲渡制限付株式の付与及び金銭の支払いを受けることから、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

2. 対象取締役に対して付与する株式の上限額及び上限数

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、年額8,000万円以内、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年196,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて調整します。）といたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する

ことといたします。

3. 株式の交付等の条件

本制度においては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社の普通株式の交付及び金銭の支給を行います。

(1) 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

(2) その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に①対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

4. 譲渡制限等の概要

本制度による当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（ただし、対象取締役との間で、本制度の適用開始時にあらかじめ以下の内容を含む契約を締

結することにより、本割当契約の締結を省略できるものとします。)

- (1)対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2)当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3)当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

本議案についてご承認いただいた場合には、当社は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定し、業績連動報酬である株式報酬を付与する内容にする予定ですが、本議案の内容はそのために必要かつ相当な内容となっており、また、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の総数の2023年5月23日現在の発行済株式総数（自己株式数を除きます。）に占

める割合は、第5号議案により発行又は処分する株式の総数と合計しても0.59%とその希薄化率は軽微であるため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

第5号議案 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、監査等委員でない取締役について年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査等委員である取締役について年額3,500万円以内とご承認いただいております。また、第4号議案において、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定につきご承認をお願いしています。

今般、当社の監査等委員でない社外取締役（本議案において、以下「非監査等委員社外取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といい、「非監査等委員社外取締役」と併せて、本議案において「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の各報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに取締役の報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつきご承認をお願いいたします。

譲渡制限付株式の付与に当たっては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式について発行若しくは処分を受け、又は、②対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行若しくは処分を受けるものとしたします。②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として取締役に特に有利な金額とならない範囲にお

いて取締役会にて決定します。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の各報酬枠とは別枠で、非監査等委員社外取締役につき年額1,000万円以内、監査等委員につき年額1,000万円以内とし、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は非監査等委員社外取締役につき年24,500株以内、監査等委員につき年24,500株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて調整するものといたします。

また、各対象取締役への具体的な配分について、非監査等委員社外取締役については取締役会において、監査等委員については監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

なお、現在の非監査等委員社外取締役は2名、監査等委員は3名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き非監査等委員社外取締役は2名、監査等委員は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1)対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過

後6ヶ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

- (2)対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立

ち、譲渡制限を解除する。

(7)上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

本議案は上記のとおり正当な理由に基づくものであり、また、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の総数の2023年5月23日現在の発行済株式総数（自己株式数を除きます。）に占める割合は、第4号議案により発行又は処分する株式の総数と合計しても0.59%とその希薄化率は軽微です。また、本議案についてご承認いただいた場合には、当社は、監査等委員でない当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定し、監査等委員でない社外取締役に譲渡制限付株式を付与する内容にする予定ですが、本議案の内容はそのためになにかつ相当な内容となっています。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、中国のゼロコロナ政策によるロックダウンや、長引くロシア・ウクライナ情勢による物価上昇圧力の強まり、さらにインフレーション抑制に向けた欧米の金利引き上げなどにより、不安定で先行き不透明な状況が続きました。一方、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が見直され、経済活動の正常化が進展しつつも、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や原材料・エネルギー価格の高騰、円安による物価上昇などにより厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社では「人の可能性を照らせ。」のコーポレートスローガンのもと、3つのレーザ網膜投影機器の開発と販売開始、検眼サービス事業の開始、多波長集積光源等の開発及び既存製品の販売拡大を進めてまいりました。また、将来期待される量子ドットレーザの増産を見据えて、新株予約権による30億円規模の資金調達を開始いたしました。

事業別の市場動向としましては、レーザデバイス事業においては、半導体不足や原材料費高騰の影響は軽微だったものの、一部製品においては中国のゼロコロナ政策によるロックダウンの影響を受け、売上高は前年から減少しました。製品別では精密加工用DFBレーザ、バイオ検査装置用小型可視レーザが前年から増収となりましたが、通信用量子ドットレーザ、センサ用高出力レーザは前事業年度から減収となりました。レーザアイウェア事業においては、3つの網膜投影機器の販売と検眼サービスの開始に加え、開発受託の受注により前事業年度から増収となりました。各製品の成果については次のとおりです。

- ・精密加工用DFBレーザにおきましては、欧州の半導体ウエハ検査装置用光源の需要が増加したこと、医療用光源の受注が好調であったことにより、受注が増加いたしました。本製品の当事業年度売上高は320,962千円となりました。
- ・バイオ検査装置用小型可視レーザにおきましては、波長561nmのレーザが細胞解析装置大手顧客からの需要が増えたことや新規に量産が開始されたことにより、受注が増加いたしました。本製品の当事業年度売上高は257,305千円となりました。
- ・センサ用高出力レーザにおきましては、640nmから940nmの波長帯で、主に産業用途向けのマシンビジョン、パーティクルカウンタ、光電センサ、水準器、距離計用光源等、ニッチからマスまで広範なニーズに対応してビジネス展開いたしました。最近の半導体不足による半導体工場設備投資拡大の流れを受け、半導体工場で使用されるウエハ搬送機用センサおよびパーティクルカウンタの受注が増加いたしました。本製品の当事業年度売上高は218,618千円となりました。
- ・通信用量子ドットレーザにおきましては、シリコンフォトニクス用光源として日米欧の9社と光コネクタ・チップ間通信、LiDAR用途で共同開発を行っております。光配線用の量産試作用チップ販売は増加し、量産用チップの受注も始まった一方、一部顧客の共同開発案件の時期ずれのため受注が減少し、チップ・パッケージ・ウエハ販売をすべて総合した当事業年度の売上高は94,465千円となりました。
- ・網膜走査型レーザアイウェアにおきましては、「RETISSA Display II」および「RD2CAM」の販売を継続しており、加えて網膜投影機器の新製品3機種を市場に投入しました。また、次世代網膜投影型アイウェア（スマートグラス）に向けた各種要素技術の開発受託も拡大し、当事業年度売上高は268,127千円と

なりました。

当事業年度においては、事業の発展に合わせ、次の施策を行いました。

- ・ バイオメディカル装置用小型可視レーザの増産体制構築に着手いたしました。
- ・ シリコンフォトンクス用量子ドットレーザの低コスト化のための、ウエハプロセスラインを変更した量産品の認定試験が完了いたしました。
- ・ 次世代加工用ピコ秒パルスレーザや半導体検査用レーザの量産認定に向けて、顧客評価を進めました。
- ・ 網膜投影型拡大読書器「RETISSA ON HAND」を製品化し、販売を開始いたしました。国内総代理店を通じて行政、福祉分野と連携しながら、図書館、博物館、美術館などの公共施設への導入を進めてまいります。
- ・ デジタルカメラ用網膜投影ビューファインダ「RETISSA NEOVIEWER」（従来の名称RETISSA SUPER CAPTUREから改称）を製品化し、ソニー製コンパクトデジタルスチルカメラとのバンドルにより、「網膜投影カメラキット”DSC-HX99 RNV kit”」として発売しました。全国5店舗のソニーストアにて販売中です。ロービジョンの方にクリエイティビティを発揮いただく機会を提供する「With My Eyes」プロジェクトの理念へのご賛同から、ソニー社が費用の一部を負担する形でお求めやすい価格を実現しています。
- ・ 英国でのアクセシビリティイベントTECHSHARE PROや米国でのCSUN支援技術会議において展示、講演を行い、多くの方の関心を集めました。
- ・ 眼の健康チェック機器「RETISSA MEOCHECK」を製品化し、眼科医療機器のディーラーを代理店として販売を進めています。また、大手タクシー事業者を対象としてドライバーをはじめとする従業員の定期健康診断にあわせて、眼の健康チェックサービスをトライアル提供しました。継続、本格導入を進めています。
- ・ これらの新製品の発売にあわせ、RETISSAシリーズの特設サイト「retissa.biz」を全面リニューアルいたしました。各製品の情報をより分かりやすく伝えてまいります。
- ・ アルビノの子供たちが動物園を訪れ、「RETISSA ON HAND」を用いて動物たちを見学するクラウドファンディングに協賛し、プロジェクトの実施を支援しました。
- ・ 「RETISSA Display II」及び「RD2CAM」をロービジョン者が購入しやすくするため、日常生活用具助成金給付事業の対象製品への登録活動を行い、10以上の自治体で認定あるいは内定を得ました。町田市では、給付の実績も生まれました。また、韓国においても情報通信補助機器普及製品に選定され、公的補助の対象となっています。
- ・ 2つの大学における「共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）」に参画しております。東北大学の「Vision to Next」では「みえる」からはじまるエンパワーメントに、東京藝術大学の「共生社会」を造るアートコミュニケーション共創拠点では「誰もが孤立しない共生社会」に、それぞれ貢献してまいります。

これらの結果、当事業年度の事業別売上高はレーザデバイス事業で891,352千円、レーザアイウェア事業で268,127千円となり、レーザデバイス事業では継続して単年度営業黒字となりました。全社では当事業年度の売上高は1,159,479千円、当期純損失は550,379千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は79,038千円であり、その主なものは、網膜投影製品金型購入45,881千円、小型可視レーザ生産用クリーンブース購入24,029千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において第5回～第14回新株予約権の行使により、313,782千円を調達いたしました。

また、2022年12月30日にクレディ・スイス証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第16回新株予約権を発行し、その発行及び行使により、1,104,735千円を調達いたしました。

なお、2021年12月13日に株式会社SBI証券を割当先として発行した行使価額修正条項付第14回及び第15回の新株予約権は2022年12月30日に取得及び消却を行い、取得の対価として11,755千円を支出いたしました。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題は次のとおりです。

・レーザアイウェア事業の拡大

当社の成長エンジンである網膜走査型レーザアイウェア事業を進めていく中で視覚支援領域に注力しており、当領域での販売拡大が課題となっております。民生用「RETISSA Display II」「RETISSA ON HAND」においては販売代理店やEコマースサイトを通じた国内外販路を拡充し、「RETISSA NEOVIEWER」についてはパートナーとの連携を一層進めてまいります。

国内販売につきましては、認知の向上を一つの課題ととらえております。盲学校や展示会でのデモンストラーションに加え、当事者が所属する団体など様々な体験会を通じ、製品自体に実際に触れていただくことで当事者及びその家族への認知拡大を図り、さらにSNS等を通じて積極的に発信してまいります。また当事者が購入しやすい環境作りを行うべく地方自治体の日常生活用具助成金給付事業への登録申請活動を進めており、そのスピードを加速してまいります。

米国向けでは「RETISSA NEOVIEWER」の発売を控えております。遅滞なく発売、販売できるよう、パートナー先との連携を深めてまいります。また、他の機器の米国市場への展開をにらみ、必要な対応を進めてまいります。

中国については、ゼロコロナ政策の解除を踏まえ、これまでの代理店を通じた販売活動に加え、新たな連携先の探索、協働を通じて、市場への浸透を図ってまいります。

韓国につきましては、韓国向け製品を出荷しております。補助金対象としての認定を踏まえ、引き続き代理店と協力して活動を推進してまいります。

・眼の健康維持（ビジョンヘルスケア）領域の確立

レーザ網膜投影技術を活用した眼の健康チェック機器「RETISSA MEOCHECK」の発売に加え、交通事業者向けのサービスビジネスを立ち上げております。この新たな領域、ビジネスモデルへの取組を着実に進め、事業としての確立を図ってまいります。また、医療機器としての検眼器等についても提携先と上市に向けて原理検証・試作を進め、事業化の道筋を明確にしてまいります。

- ・レーザデバイス事業の成長

加工、センサ領域では、既存製品の受注継続と拡大、新規品開発と製品化、高付加価値モジュールの製品化を進め、年率25%以上の安定的な事業成長を図ります。通信、LiDAR向けシリコンフォトニクス用量子ドットレーザについては、国内外の顧客からの受託開発と低コスト量産化を進め、2023年5月からの本格量産への準備を行い、量子ドットレーザ事業を強化します。

- ・マーケティングと営業体制、新製品開発力の強化

市場・業界・顧客分析、及び、分析に基づく戦略的営業活動をさらに充実させるとともに、従来の定期的な顧客訪問、展示会の有効活用、国内外代理店との密な連携、企業パイプラインの強化と複雑化、ウェブサイトの充実、Eコマースサイト活用を継続して、売上増大と利益確保を図ります。また、製品開発、研究開発基盤とマーケティングを連動させ、新製品開発力を強化します。

- ・水平分業提携先との協業体制の維持と発展

チップ作製、モジュールアッセンブリ、レーザアイウェア生産提携先と、将来ビジョン、年間計画、各案件のスケジュール連携、結果のフィードバック、定期的な訪問、打合せ等を行い、より一層の関係強化を図ります。

- ・高品質・安定した製品の供給

高品質、高性能な製品を市場に供給し顧客満足度を継続して向上できるようISOに準拠した製品開発を行っていきます。また、顧客の性能、品質、価格、納期へのご要求に常に耳を傾け、開発・生産・営業が一体となりスピーディーに対応できる体制の継続的改善を行っていきます。

- ・適切なコーポレートガバナンスとIR体制強化

当事業年度にはコーポレートガバナンス強化のため、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置いたしましたが、今後も開示書類の早期作成、業務プロセスの改善、内部管理体制の強化を継続的に推進するとともに、株主とのコミュニケーションを強化し、株主満足度の高いIR体制を構築してまいります。

当事業年度の営業損失は556,770千円となりましたが、レーザデバイス製品の販売拡大と網膜投影機器の販売拡大及び検眼サービスの事業拡大によって、長期安定的な経営へ繋げ、早期黒字化の実現に向けて事業を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2019年度 第14期	2020年度 第15期	2021年度 第16期	2022年度 第17期
売上高	756,633千円	895,620千円	1,101,346千円	1,159,479千円
経常損失(△)	△1,225,739千円	△707,769千円	△893,536千円	△546,884千円
当期純損失(△)	△1,240,167千円	△879,829千円	△880,967千円	△550,379千円
1株当たり 当期純損失(△)	△72.24円	△32.94円	△25.17円	△15.16円
総資産	2,919,364千円	4,675,147千円	4,018,067千円	4,918,398千円
純資産	1,729,699千円	3,808,629千円	3,583,494千円	4,439,807千円
1株当たり 純資産	68.82円	110.13円	99.86円	115.04円

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2019年8月20日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)を第16期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権の所有割合	主要な事業内容
QD Laser Deutschland GmbH	3,372	100%	ドイツにおける治験のスポンサー
QD Laser America, Inc.	1,363	100%	QDレーザ製品の輸入販売

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
レーザデバイス事業	GaAs基板をプラットフォームとする通信・産業用半導体レーザ部品及びエピタキシャルウェハ等の研究、開発、製造、販売及びマーケティング
レーザアイウェア事業	レーザ技術を応用した網膜走査型レーザアイウェア等の網膜投影機器及び視覚検査機器等の研究、開発、製造、販売及びマーケティング

(8) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

主要な営業所	所在地
本社	神奈川県川崎市

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	一名	49.16歳	6.60年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役1名を含み、派遣社員14名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社きらぼし銀行	15,988

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約（融資限度額10億円）を締結しておりますが、当期末における実行残高はありません。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,529,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,525,780株（自己株式数206株を含む）
- (3) 株主数 45,982名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
楽天証券株式会社	1,093,000株	2.83%
株式会社SBI証券	773,383株	2.00%
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS)	483,400株	1.25%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	455,900株	1.18%
参天製薬株式会社	444,480株	1.15%
JPモルガン証券株式会社	291,700株	0.75%
INTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合	244,480株	0.63%
東京センチュリー株式会社	238,960株	0.62%
松井証券株式会社	221,600株	0.57%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	218,600株	0.56%

（注）当社は、自己株式数（206株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第5回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2015年6月10日	2016年6月17日
新株予約権の数		18,185個	11,725個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注1) 363,700株 (新株予約権1個につき20株)	普通株式(注1) 234,500株 (新株予約権1個につき20株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり7,000円 (1株当たり350円)	新株予約権1個当たり7,000円 (1株当たり350円)
権利行使期間		2017年7月1日から 2025年4月23日まで	2018年7月1日から 2026年6月16日まで
行使の条件		(注2)	(注2)
役員 の 保 有 状 況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数11,580個 目的となる株式数231,600株 保有者数1名	新株予約権の数4,400個 目的となる株式数88,000株 保有者数1名
	社外取締役(監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	—
		第10回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2016年11月11日	2019年3月28日
新株予約権の数		27,500個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注1) 550,000株 (新株予約権1個につき20株)	普通株式(注1) 20,000株 (新株予約権1個につき20株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり8,000円 (1株当たり400円)	新株予約権1個当たり9,000円 (1株当たり450円)
権利行使期間		2018年12月1日から 2026年10月28日まで	2021年3月30日から 2029年3月26日まで
行使の条件		(注2)	(注2)
役員 の 保 有 状 況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数25,000個 目的となる株式数500,000株 保有者数2名	—
	社外取締役(監査等委員を除く)	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	新株予約権の数1,000個 目的となる株式数20,000株 保有者数1名

		第13回新株予約権
発行決議日		2019年3月28日
新株予約権の数		49,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式（注1）991,000株 （新株予約権1個につき20株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり9,000円 （1株当たり450円）
権利行使期間		2021年4月9日から 2029年3月26日まで
行使の条件		（注2）
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数48,350個 目的となる株式数967,000株 保有者数2名
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数1,000個 目的となる株式数20,000株 保有者数1名
	取締役（監査等委員）	—

- （注）
- 当社は2019年8月20日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
 - ①新株予約権者は、割当新株予約権の行使をする時点においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとします。
 - ②新株予約権者は、下記3. に規定するいずれかの事由が生じたときは、新株予約権を行使することができないものとします。
 - ③新株予約権者が、新株予約権を行使することができる期間の満了前に死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名に限り、新株予約権者の権利を相続することができるものとします。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を相続できません。
 - ④新株予約権者は、新株予約権を分割して行使することができるものとします。
 - ⑤新株予約権者が、富士通株式会社及びその子会社の取締役、又は従業員の地位を有する間は、新株予約権を行使できないものとします。
 - 当社は、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
 - ①本新株予約権が相続の対象とならなかったとき。
 - ②新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も保持しなくなった場合。
 - ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - 1)新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 2)新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社の子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - 3)新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合
 - 4)新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 5)新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - 6)新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - 7)新株予約権者が本要領又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
 - ④新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - 1)新株予約権者が自己に適用される当社又は当社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - 2)新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は当社の子会社に対する義務に違反した場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年12月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名称	株式会社QDレーザ 第16回新株予約権
新株予約権の総数	51,360個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 5,136,000株
新株予約権の発行価額	総額13,199,520円 (新株予約権1個当たり257円)
行使価額及びその修正条件	当初行使価額686円 行使価額は、本新株予約権が行使される都度、行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
行使価額の下限	480円
新株予約権の行使期間	2023年1月4日から 2025年1月6日まで
割当先	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅原 充	
取締役	幸野谷 信次	CFO 兼 経営企画室長
取締役	吉田 勉	三菱ケミカルグループ株式会社 ポートフォリオ改革推進部長
取締役	波多野 薫	株式会社カルディオインテリジェンス 知財・新規事業開発室 国立大学法人東北大学特任教授
取締役(常勤監査等委員)	佐久間 泰雄	
取締役(監査等委員)	山田 啓之	Axella総合会計事務所 代表
取締役(監査等委員)	森 大輝	光和総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 吉田勉氏、波多野薫氏、佐久間泰雄氏、山田啓之氏及び森大輝氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 吉田勉氏は、これまで複数の企業の経営者としての経験があり、グローバル企業経営の幅広い知識と見識を有しております。
3. 取締役 波多野薫氏は、これまで複数の研究開発型企業で知財や企業創業の経験があり、知財戦略に関する幅広い知識と見識を有しております。
4. 常勤監査等委員 佐久間泰雄氏は、富士通株式会社及び子会社でグローバル戦略に関係したマネジメント経験を有しております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査担当者と監査等委員会との連携を可能とするため、取締役監査等委員 佐久間泰雄氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 監査等委員 山田啓之氏は税理士であり、複数の上場会社において社外役員を歴任し、税理士としての業務経験を通じ、財務、会計及び税務に高い見識を有しております。
7. 監査等委員 森大輝氏は、弁護士であり、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に高い見識を有しております。
8. 2022年6月28日開催の第16期定時株主総会において波多野薫氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
9. 当社は、吉田勉氏、波多野薫氏、佐久間泰雄氏、山田啓之氏及び森大輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用及びそれらに付随する損害を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員を除く）	4名	22,018千円	19,585千円	2,433千円
（うち社外取締役）	（2名）	（4,705千円）	（4,705千円）	（－）
取締役（監査等委員）	3名	10,320千円	10,320千円	－
（うち社外取締役）	（3名）	（10,320千円）	（10,320千円）	（－）
合計	7名	32,338千円	29,905千円	2,433千円
（うち社外取締役）	（5名）	（15,025千円）	（15,025千円）	（－）

②業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の売上高、営業利益、企業価値等を総合的に勘案して算定した額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績連動報酬が基本報酬と合わせた社外取締役及び監査等委員である取締役を除く報酬の全体に占める割合は、約15%～50%の範囲内としていますが、当事業年度は、前事業年度の営業損失931百万円の計上を勘案し、最低水準の15%程度であり前事業年度実績と同額としています。

なお、2022年12月に任意の報酬委員会を設置しており、翌事業年度以降の業績連動報酬については制度を見直す予定であります。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人報酬相当額は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

当社取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額35,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を保持すること、永続的な企業価値増大への取り組みを促進すること、株主との利害を共有することを踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

役員報酬は、(1)競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を保持すること、(2)永続的な企業価値増大への取り組みを促進すること、(3)株主との利害を共有することを目的とし、社外取締役を除く監査等委員でない取締役の報酬については、(1)基本報酬（業績に連動しない金銭報酬を意味する。以下同じ。）、(2)業績連動報酬から構成することとし、持続的な業績向上を動機づけるものとしております。

業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については月額固定報酬のみとしております。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、前年までの実績と貢献、当該年度の職責等に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定するものとしております。

3. 業績連動報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益、企業価値等を総合的に勘案して算定した額を賞与として一定時期に支給することとしております。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬が基本報酬と合わせた報酬の全体に占める割合は、約15%～50%の範囲内で職責が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとしております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する基本報酬及び業績連動報酬等である賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、取締役会で決議した報酬等の額の範囲内において、社外取締役の意見を得て各取締役の前年までの実績と貢献、当該年度の職責等に応じて決定するものとしております。

ウ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が各取締役の前年までの実績と貢献、当該年度の職責等に応じて検討を行っているため、取締役会もその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、2022年12月に任意の報酬委員会を設置しており、翌事業年度以降の個人別の報酬等の決定方針については見直す予定であります。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月28日開催の取締役会にて代表取締役社長 菅原 充 に取締役の個人別の基本報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。また、2022年6月28日及び2022年12月15日開催の取締役会にて代表取締役社長 菅原 充 に取締役の個人別の賞与の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績を踏まえた賞与の配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、2022年12月に任意の報酬委員会を設置しており、翌事業年度以降の個人別の報酬等については制度を見直す予定であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ①取締役吉田勉氏の兼職先である三菱ケミカルグループ株式会社と当社との間には利害関係はありません。
なお、同氏は当社の株式133,440株を所有するMGI GLOBAL FUND L.P.の無限責任組合員であった三井物産グローバル投資株式会社（現Mitsui&Co. Global Investment Inc.）の代表取締役社長を務めておりましたが、2015年9月に同社を退任した以降、同社との利害関係はありません。
- ②取締役波多野薫氏の兼職先である株式会社カルディオインテリジェンスと当社との間には利害関係はありません。また、国立大学法人東北大学との間に取引関係はありますが、一般的な取引条件に基づく取引であり、特別な関係ではありません。
- ③監査等委員山田啓之氏の兼職先であるAxella総合会計事務所と当社との間には利害関係はありません。
- ④監査等委員森大輝氏の兼職先である光和総合法律事務所と当社との間には利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役	吉田 勉	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、企業経営に係る豊富な経験・識見から議案審議や事業計画の策定、契約締結、開示等に関して必要な発言を行っております。
取締役	波多野 薫	2022年6月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、企業経営や知財に係る豊富な経験・見識から議案審議や契約締結、事業の枠組み等に関して必要な発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	佐久間 泰雄	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回全てに出席し、企業経営に係る豊富な経験・識見から議案審議等に妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っている他、業務執行の監査・監督のために社内の重要な会議に出席しております。
取締役 (監査等委員)	山田 啓之	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回全てに出席し、税理士としての高い見識と上場企業の監査役経験から議案審議や財務報告、開示等に関して妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	森 大輝	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回全てに出席し、弁護士としての高い見識から議案審議や契約締結、規程改定等に関して妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っております。

- (注) 1. 取締役波多野薫氏は、2022年6月28日開催の第16期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。
 2. 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称 みおぎ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査等委員会は監査計画、監査内容、監査に要する工数及び工数単価を確認し、従来の実績値及び計画値との比較から報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議案件とすることといたします。

7. 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正性を確保するための体制として2015年10月15日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っておりますが、2019年4月11日開催の取締役会において、以下のとおり一部改訂を行い、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

(1) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業憲章」「行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- ②取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
- ③取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
- ④代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
- ⑤取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「経営文書管理規程」並びに「内部情報管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ②法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の下、管理部が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ②各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ②取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ④稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- ⑤業務執行取締役、執行役員、部長による経営進捗会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。

- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①「関係会社管理規程」を定め、経営企画室及び管理部を中心とした関係会社管理を行い、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。
 - ②管理部が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を確認し、整備・運用を指導する。
 - ③子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記①及び②において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査等委員会等に報告する。
- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき従業員（以下、「補助使用人」という）を指名することができる。
 - ②監査等委員が指定する補助すべき期間中は、補助使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - ③補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査等業務を補佐するものとする。
 - ④当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得た上で行うものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ⑤補助使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を監査等委員でない取締役及び使用人に周知徹底する。
- (7) 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ①当社及びグループ会社の取締役は、監査等委員に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - ②当社及びグループ会社の取締役は、監査等委員の要請に応じて監査等委員に対して職務の執行状況を報告する。
 - ③当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、重要な法令・定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。
 - ④当社及びグループ会社の取締役は、上記②又は③の報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
 - ⑤監査等委員の職務の執行において生じる費用については、会社法第399条の2第4項に基づくこととし、同条の請求に係る手続きを定める。

- (8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①代表取締役社長は監査等委員と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ②内部監査担当者は会計監査人及び監査等委員と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査等委員は、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当者に報告を求める。
- (9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
- ①当社は、(1) ①に基づく「行動規範」において反社会的勢力などと一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役及び従業員の義務とする。
 - ②当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス及びリスク管理体制について

当社では、全社的なコンプライアンス及びリスク管理体制の強化・推進が必要不可欠であるとの認識のもと、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を定め、経営企画室を主管部門としてコンプライアンス遵守及びリスク管理体制を構築しており、以下の事項を実施しております。

- ・コンプライアンス及びリスク管理に関する規程、マニュアル等の作成及び周知
- ・社内におけるコンプライアンス及びリスク管理教育
- ・その他コンプライアンス及びリスク管理の推進にあたっての指導及び助言
- ・内部通報制度の整備による法令違反等の早期発見と迅速な対応

②取締役の職務の執行について

取締役会は、17回（取締役会の決議があったものとみなす書面決議2回を除く）開催し、取締役7名（うち、社外取締役（監査等委員を除く）2名、社外取締役（監査等委員）3名）で構成されており、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③内部監査の実施について

「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査担当者が内部監査を実施しております。また、内部監査担当者が兼務する視覚情報デバイス事業開発製造グループに対する内部監査については、管理部の担当者が内部監査担当者になることで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査の結果は代表取締役社長に適時に報告されております。

④監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、13回開催し、社外取締役（監査等委員）3名で構成されており、取締役会への出席のほか、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題について意見交換を行っており、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる体制を整備済みであります。

常勤監査等委員は取締役会のほか、経営進捗会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、会計監査人や内部監査担当者と連携した監査を行い、当社の業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を定常的に監視する体制を整備しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施していません。配当政策の基本方針としましては、株主の皆様へ安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実することにあります。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,617,513	流動負債	436,373
現金及び預金	3,581,034	買掛金	204,834
売掛金	380,077	1年内返済予定の長期借入金	8,004
商品及び製品	225,739	リース債務	488
仕掛品	78,578	未払金	134,534
原材料及び貯蔵品	239,426	未払費用	4,495
未収入金	78,756	未払法人税等	31,605
前払費用	9,372	預り金	3,369
短期貸付金	23,970	賞与引当金	46,295
その他	557	その他	2,747
固定資産	300,885	固定負債	42,217
有形固定資産	266,897	長期借入金	7,984
建物附属設備(純額)	145,499	繰延税金負債	3,611
機械及び装置(純額)	45,342	資産除去債務	30,622
工具器具及び備品(純額)	51,913	負債合計	478,591
リース資産(純額)	113	(純資産の部)	
建設仮勘定	24,029	株主資本	4,432,174
無形固定資産	6,796	資本金	3,270,235
特許権	2,475	資本剰余金	5,754,007
商標権	1,760	資本準備金	5,754,007
ソフトウェア	2,231	利益剰余金	△4,591,869
リース資産(純額)	329	その他利益剰余金	△4,591,869
投資その他の資産	27,190	繰越利益剰余金	△4,591,869
関係会社株式	4,735	自己株式	△198
差入保証金	22,415	新株予約権	7,632
その他	40	純資産合計	4,439,807
資産合計	4,918,398	負債純資産合計	4,918,398

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,159,479
売上原価	809,236
売上総利益	350,243
販売費及び一般管理費	907,014
営業損失(△)	△556,770
営業外収益	290
受取利息	9,952
為替差益	10,334
補助金収入	9,059
助成金収入	775
その他	
営業外収益合計	30,412
営業外費用	
支払利息	648
株式交付費用	16,833
資金調達費用	3,000
その他	43
営業外費用合計	20,525
経常損失(△)	△546,884
税引前当期純損失(△)	△546,884
法人税、住民税及び事業税	4,210
法人税等調整額	△714
法人税等合計	3,495
当期純損失(△)	△550,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2022年4月1日残高	2,564,185	5,047,956	5,047,956	△4,041,490	△4,041,490	△129	3,570,522
《当期変動額》							
新 株 の 発 行	706,050	706,050	706,050				1,412,101
当 期 純 損 失				△550,379	△550,379		△550,379
自己株式の取得						△69	△69
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	706,050	706,050	706,050	△550,379	△550,379	△69	861,651
2023年3月31日残高	3,270,235	5,754,007	5,754,007	△4,591,869	△4,591,869	△198	4,432,174

	新株予約権	純資産 合計
2022年4月1日残高	12,971	3,583,494
《当期変動額》		
新 株 の 発 行		1,412,101
当 期 純 損 失		△550,379
自己株式の取得		△69
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	△5,338	△5,338
当 期 変 動 額 合 計	△5,338	856,313
2023年3月31日残高	7,632	4,439,807

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品…………… 移動平均法による原価法

・ 仕掛品…………… 移動平均法による原価法

・ 原材料…………… 移動平均法による原価法

・ 貯蔵品…………… 個別法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。

・ 建物附属設備…………… 3年～13年

・ 機械及び装置…………… 2年～10年

・ 工具器具及び備品…………… 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

・ 特許権…………… 8年

・ 商標権…………… 10年

・ ソフトウェア

自社利用…………… 利用可能期間（5年以内）

(3) リース資産

所有権移転リース資産は、見積耐用年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。また、所有権移転外リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法により減価償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品及び製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

また、開発受託については、顧客の検収を受けた時点で収益を認識することとしております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の会計処理

株式交付費は支出時に全額費用処理をしております。

(2) 外貨建の資産、又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 棚卸資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	レーザーデバイス 事業	レーザーアイウェア 事業	その他	合計
商品及び製品	195,114	30,625	—	225,739
仕掛品	74,718	3,859	—	78,578
原材料及び貯蔵品	175,674	63,738	13	239,426
評価損	12,010	35,083	—	47,093

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

棚卸資産に関する収益性の低下による簿価切り下げの方法において、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、取得原価を正味売却価額まで引き下げ、取得原価との差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、販売が合理的に見込めない棚卸資産及び長期間滞留している棚卸資産についても将来の販売可能性を考慮し、販売不能と判断した金額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

② 主要な仮定

販売計画の立案（見積り）における主要な仮定は、将来販売数量の予測であります。なお、レーザーアイウェア製品の販売計画について、当初より予定していた市場への進展が現時点で不透明であることから、前事業年度の販売実績を踏まえ、より保守的な販売数量を正味売却可能数量としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来販売数量は、市場環境の影響を受けるため、前提とした状況が変化した場合には、棚卸資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	266,897千円	(内、レーザデバイス事業	222,144千円)
無形固定資産	6,796千円	(内、レーザデバイス事業	3,169千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

・レーザアイウェア事業

レーザアイウェア事業に属する固定資産の減損損失の金額を検討するに当たり、当該資産グループにおける回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、減損損失の兆候の判定において、メガネ型の製品から新製品に移行した立ち上げ時期であり、計画よりも著しく下方に乖離していないことから、減損の兆候はないと判断しております。

・レーザデバイス事業

レーザデバイス事業に属する固定資産について収益性が悪化したことにより減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

②主要な仮定

上記減損判定における主要な仮定は、経営者によって承認された3ヶ年の中期経営計画及び将来の不確実性を反映させた4年目以降の期間の将来キャッシュ・フローの見積りであります。中期経営計画及びその後の将来キャッシュ・フローは、中期経営計画の基礎となる将来の販売数量の予測及び中期経営計画後の成長率等の影響を受けます。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである予想販売数量は見積りの不確実性を伴うことから、予想販売数量が見込みから大幅に乖離し、資産から得られる将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

3. 新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であります
が、今後の当社の業績等への影響は軽微であるという仮定のもとで、会計上の見積りを行っております。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

(耐用年数の変更)

川崎市の南渡田地区拠点整備基本計画(案)が2022年8月26日に発表されたことにより、当該エリアの再開発策が進捗することとなったことから、賃貸借契約期間の見込が制限されることが想定されます。そのため、当事業年度より、当該地区に所有する建物附属設備について、それに応じた残存使用見込期間で減価償却が完了するように耐用年数を短縮しております。また、該当する不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、使用見込期間の変更を行っております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ13,460千円増加しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	(千円)
建物附属設備	118,454
機械及び装置	1,025,118
工具器具及び備品	131,503
リース資産	10,155
計	1,285,231
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	(千円)
立替金	552
未払金	158
3. 取締役（監査等委員含む）に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	24,038千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
製造原価・販売費及び一般管理費	93千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の総数	
普通株式	38,525,780株
2. 自己株式	
普通株式	206株
3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	5,237,200株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,053,818
減価償却超過額	14,483
賞与引当金	14,157
未払事業税	8,377
資産除去債務	9,364
滞留棚卸資産評価減	8,170
その他	1,931
繰延税金資産小計	2,110,303
評価性引当額	△2,110,303
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
除去費用	3,611
繰延税金負債合計	3,611
繰延税金負債の純額	3,611

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動における資金需要に基づき、主に増資と、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。また、一部の営業債務は部材輸入に伴い外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されています。

短期借入金は運転資金、長期借入金は運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、製品の販売にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びその差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（子会社株式（貸借対照表計上額4,735千円））は、下記の表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(15,988)	(15,988)	—
計	(15,988)	(15,988)	—

(注) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	15,988	—	15,988
計	—	15,988	—	15,988

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	菅原 充	(被所有) 0.1	当社 代表 取締役	新株予約権の権利行使 (注1)	11,970	—	—
				資金の貸付 (注2)	11,970	短期 貸付金	11,970
				利息の受取 (注2)	30	未収入金	30
役員	幸野谷信次	(被所有) 0.2	当社 取締役	新株予約権の権利行使 (注1)	12,000	—	—
				資金の貸付 (注2)	12,000	短期 貸付金	12,000
				資金の回収 (注2)	12,000	短期 貸付金	—
				利息の受取 (注2)	107	未収 入金	37

(注) 1 新株予約権の権利行使は、2015年4月23日臨時株主総会決議及び2015年6月10日取締役会決議に基づき付与された第5回新株予約権、2016年10月28日臨時株主総会決議及び2016年11月11日取締役会決議に基づき付与された第10回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【収益認識に関する注記】

(1) 収益の分解

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	レーザーデバイス 事業	レーザーアイウェア 事業	
精密加工用DFBレーザー	320,962	—	320,962
バイオ検査装置用小型可視レーザー	257,305	—	257,305
センサ用高出力レーザー	218,618	—	218,618
通信用量子ドットレーザー	94,465	—	94,465
開発受託	—	141,509	141,509
レーザーアイウェア	—	121,012	121,012
その他	—	5,605	5,605
計	891,352	268,127	1,159,479

地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	レーザーデバイス 事業	レーザーアイウェア 事業	
日本	232,565	248,671	481,237
中国	209,238	16,850	226,089
欧州	218,010	—	218,010
北米	159,539	—	159,539
その他アジア	48,981	2,605	51,586
中東	23,016	—	23,016
計	891,352	268,127	1,159,479

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年3月31日)	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	282,514	380,077
契約負債	401	2,747

契約負債は顧客からの前受金であり、収益を認識した時点で取り崩します。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、401千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	317,897
1年超2年以内	8,892

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	115.04 円
1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	4,439,807 千円
純資産の部の合計額から控除する金額	7,632 千円
(うち新株予約権)	(7,632 千円)
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	4,432,174 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数	38,525 千株

1株当たり当期純損失 △15.16 円

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	△550,379 千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る当期純損失	△550,379 千円
普通株式の期中平均株式数	36,296 千株

なお、潜在株式調整後の1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失のため、記載しておりません。

【重要な後発事象に関する注記】

当社が発行いたしました新株予約権につき、2023年4月1日から2023年5月8日までに、以下のとおり行使されております。※2

第16回新株予約権(行使価額修正条項付)

行使新株予約権個数	29,700個（発行総数の57.83%）
交付株式の種類及び株式数	普通株式 2,970,000株
行使価額総額	1,771,070千円
未行使新株予約権個数	—
増加する発行済株式数	2,970,000株
資本金増加額 ※1	889,351千円
資本準備金増加額 ※1	889,351千円

※1 資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額3,816千円がそれぞれ含まれております。

※2 上記の新株予約権の行使による新株の発行の結果、2023年5月8日現在の発行済株式総数は41,495,780株、資本金は4,159,587千円、資本準備金は6,643,358千円となっております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社QDレーザ
取締役会 御中

みおぎ監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 渡邊 健悟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山田 将文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社QDレーザの2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は2022年4月1日から2023年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社QDレーザ 監査等委員会

取締役監査等委員（常勤） 佐久間 泰 雄 ㊟

取締役監査等委員 山 田 啓 之 ㊟

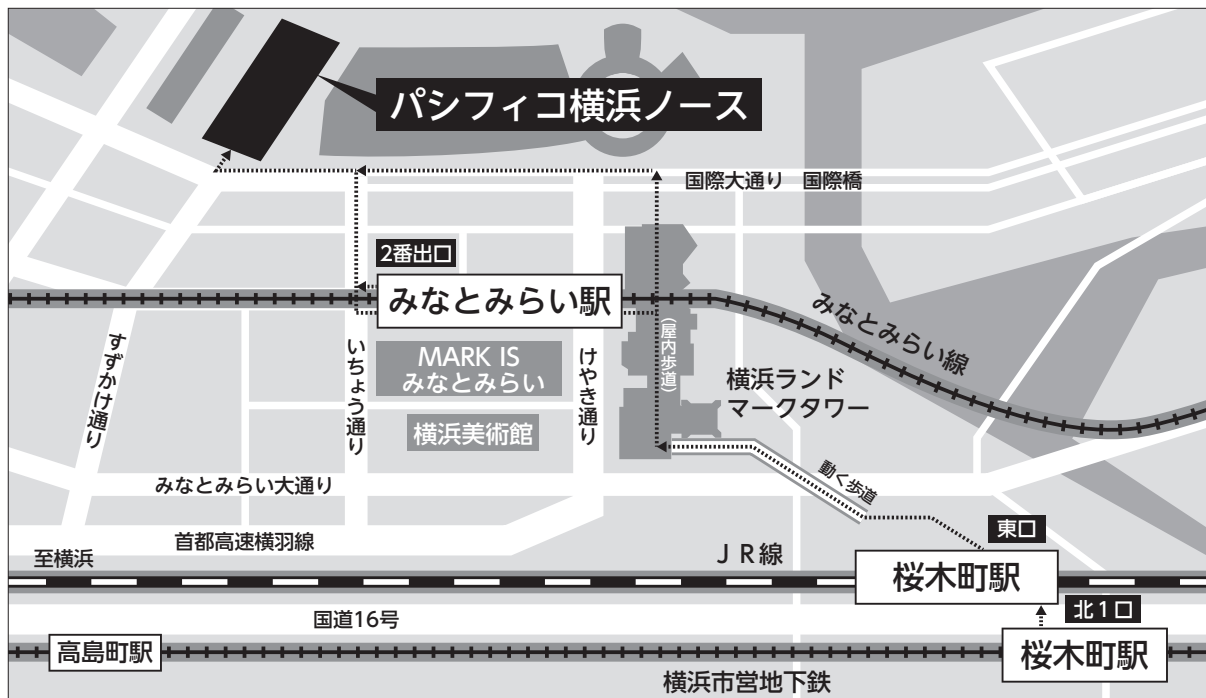
取締役監査等委員 森 大 輝 ㊟

(注) 監査等委員 佐久間泰雄、山田啓之、森大輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 パシフィコ横浜ノース 4階 G403/404
神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1-2



交通 みなとみらい線 「みなとみらい駅」下車 2番出口(いちよう通り口)より徒歩5分
JR線 「桜木町駅」下車 北改札(東口)より徒歩12分(動く歩道経由)
横浜市営地下鉄 「桜木町駅」下車 北1口より徒歩15分(JR線桜木町駅東口および動く歩道経由)

お願い：当会場には専用駐車場・駐輪場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り事前の議決権行使にご協力いただき、当日の来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株式会社QDレーザ

<https://www.qdlaser.com/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。